

R7 豊橋市立東陵中学校 「ラーケーションの日」届出用紙

(この用紙は担任から受け取ることができます。)

◆「ラーケーションの日」とは◆

愛知県内の公立学校(小・中学校、高等学校、特別支援学校)に通う子供が、保護者等とともに、校外(家庭や地域)で、体験や探究の学び・活動を自ら考え、企画し、実行することができる日

※「ラーケーション」とはラーニング(learning)【学習】とバケーション(vacation)【休暇】を組み合わせた造語です。

保護者の方は以下の項目について確認できたら、□に✓(チェック)を入れてください。
また()内に「1」～「3」を記入してください。

□ 上記の「ラーケーションの日」の意義について理解しました。

□ 取得の前月 15 日までに届け出た場合は、当日の給食を停止します。 **裏面参照**

□ 本校が示した「ラーケーションを取ることができない日(期間)」を確認しました。

□ 「ラーケーションの日」を取ることで受けられない授業の内容は、自習等により各自で補う必要があります。

□ 「ラーケーションの日」を取るのは、今回で()日目です。

※ 令和7年度は「ラーケーションの日」を取得できるのは年度内に3日までです。

※ eメッセージでの欠席連絡(欠席理由に「ラーケーション(申請済み)」有)もあらかじめ入れておいてください。

※ 「ラーケーションを取ることができない日」eメッセージでの配信済み(4/10)

届出日 年 月 日

豊橋市立東陵中学校長 様

以下の日程、内容にて「ラーケーションの日」を取得するので届出用紙を提出します。

取得希望日

年 月 日 () ～ 年 月 日 () (日間)

生徒氏名(自署) 年 組 番 氏名

保護者氏名(自署)

保護者 様

豊橋市教育委員会
教育長 原田 憲一

「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日の変更について（お知らせ）

日頃より、本市の教育活動の推進に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本市では令和5年9月より、「ラーケーションの日」が開始され、間もなく2年が経過します。

現在、「ラーケーションの日」取得の5授業日前までに保護者様より学校へ連絡がある場合は、学校給食を停止できるものとしています。

しかし、これに伴う課題が多くあることから、「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日について、下記のとおり変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 変更時期について

令和7年9月の「ラーケーションの日」取得分から

2 変更内容について

「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日の変更

変更後（4月）	保護者⇒学校	「ラーケーションの日」取得の <u>10授業日前</u> まで
変更後（4月以外）	保護者⇒学校	「ラーケーションの日」取得の <u>前月15日</u> まで
変更前	保護者⇒学校	「ラーケーションの日」取得の <u>5授業日前</u> まで

	「ラーケーションの日」取得日	届出期日	考え方
例	令和8年4月27日（月）	令和8年4月13日（月）	10授業日前まで
	令和7年9月22日（月）	令和7年8月15日（金）	前月15日まで

3 その他

- ・今回の変更は、「学校給食が停止できる」期日のみです。この期日を過ぎても「ラーケーションの日」は取得できますが、学校給食は停止できません。

問い合わせ （ラーケーションについて）学校教育課 豊田 51-2826
（学校給食の停止について）保健給食課 鈴木 51-2258